

2月号

おおもり 青色便り



No.0641

一般社団法人 大森青色申告会

平成31.2.1

会員カードをご持参下さい。 期限内申告と早期提出にご協力を！

所得税及び復興特別所得税の申告期限と納付期限は

～3月15日(金)です。振替納税は4月22日(月)

消費税及び地方消費税の申告期限と納付期限は

～4月1日(月)です。振替納税は4月24日(水)



早期提出にご協力を！

申告会では、待ち時間短縮と混雑緩和のため、決算申告相談に「予約制」を導入いたしました。まだご予約がお済みでない方は予約状況に若干の空きがございますので、お急ぎご予約をお取り下さい。

予約期間には個別の相談時間を多く取り、ゆっくり相談できる環境を作っておりますので、是非、予約期間をご利用になり申告して頂きたいと思っております。

また、先着順受付期間においては、長時間お待たせしてしまうことが予想されますので、お時間に余裕を持ってご来所頂けますようご協力をお願い致します。

申告会では、早期提出を奨励しておりますので「予約制」を活用して早期提出にご協力下さい。

早期提出にご協力を！

【期限後申告のデメリット】

申告した内容に誤りがあった場合、申告期限内であれば、「訂正申告」をするだけで誤りを直すことができますが、申告期限を過ぎて訂正する場合には、「修正申告」又は「更正の請求」の手続きが必要になります。「修正申告」の場合は、延滞税及び過少申告加算税の納付が必要となる場合があります。「更正の請求」の場合にも、証券書類等の提出が必要で、納め過ぎた税金が還付されるまで時間を要します。

また、65万円の青色申告特別控除が使えなくなる他、融資に影響が出るケース等があります。

早期提出で安心して確定申告を行いましょ。

2月1日～3月7日まで予約期間（3月8日より先着順受付開始！）

確定申告予約指導期間をご利用下さい。

必ず2面のチェックシートをご覧になりご来所下さい。資料不足などで相談出来ない場合も有ります。

一般社団法人大森青色申告会では、「税理士会」の協力を得て、「正しい決算と申告」をモットーに、会員の皆様の決算確定申告相談及び申告書を受付けます。

平成30年中に土地や建物等の譲渡・株式等の譲渡を行った会員さまへ

土地や建物等・株式等の譲渡を行った方は、他の所得（事業所得や不動産所得等）とは別に税金を計算します。以前からご案内しておりますが、上記の譲渡所得がある方は事前相談が必要です。

【事前相談を受けた方（ご自身で計算書類を作成した方を含む）】

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成済みなので、他の所得と合わせて青色申告会で提出することができます。

※ご自身作成の申告書添付書類のチェックは致しかねますのでご了承ください。

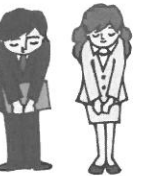
※損失の繰越しのみの場合も同様です。

【事前相談を受けていない方】

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」が未完成なので、譲渡所得に係る書類を作成できません。よって、譲渡所得以外の計算はできますが、最終的には所轄税務署での指導を受けていただきます。

会費未納の方へ納付のお願い

青色申告会は会員の皆様の会費で運営されております。当会報2面に確定申告期スケジュールを掲載しておりますが、確定申告期のご予約をとっていただく場合、平成30年度会費の未納がありますと、ご予約ご相談の受付をすることができません。先着順相談期間の場合も同様です。会費未納の方は、ご相談日当日に納付して頂くか、事前に納付して下さいようご協力をお願い致します。



また、12ヶ月以上会費が未納になりますと自動的に退会となってしまいます。未納で退会となった方が再入会されるケースが毎年見受けられますが、昨年度から未納年度分の会費と合わせて翌年度分の会費も頂戴することとなりましたので、ご理解ご協力の程を宜しくお願い致します。

青色コーナー設置協力要請状の伝達式が行われました

●● 事務局よりお知らせ ●●

3月18日(月)は創立記念日のため、3月19日(火)・20日(水)は税務研修のためお休みとなります。

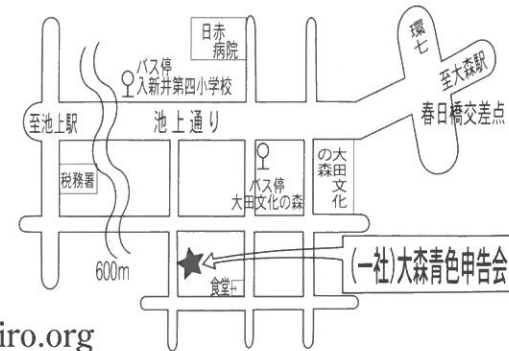
去る1月10日(木)大森税務署に於いて、青色コーナー設置に関する「協力要請状」が宮崎税務署長より交付された。池上会館での申告書作成会場に設置される青色コーナーは納税者の記帳水準の向上と青色申告者の一層の普及を目的として2月18日より開設される。

運営協力を(一社)大森青色申告会に依頼され、青色推進委員が毎年従事する。協力要請状の交付を受けるにあたり徳永会長より「保秘等に関する確認書」を宮崎署長に手渡し、個人情報保護の遵守を約束した。



一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: https://www.oomori-airoo.org



無料法律・保険相談
休止のお知らせ

繁忙期を迎え、1月から3月までの期間、無料法律相談・保険相談を一時休止させていただきます。4月より再開予定ですので是非ご利用ください。

▶ 都税事務所からのお知らせ

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です（23区内）

2月28日（木）までに、納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。納税には、安心して便利な口座振替をご利用ください。パソコン・スマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。詳細は、HPまたは下記問合先へ

問：〈課税〉所轄都税事務所の固定資産税班

〈納税〉所轄都税事務所の徴収管理班

（大田都税事務所 03-3733-2411）

〈口座振替〉主税局徴収部納税推進課 03-3252-0955

個人住民税の寄付金税額控除を受けるには確定申告が必要です

個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります。

（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください。）

詳細は、HPまたは下記問合先へ

問：主税局課税部課税指導課 03-5388-2969

※具体的な税額等に関する問合はお住まいの区市町村へ

指導サポート料（決算カンパ）のお願い

平成26年4月に消費税が、5%から8%へ引き上げられました。

消費税の増税以降会費の値上げを行わず、平成19年7月に会費の値上げを行って以来、何とか頑張ってまいりましたが、平成31年の消費税の増税を前に、財政の強化を図ろうと正副会長会議や理事会などで検討してまいりました。しかしながら、財政状態の厳しさはなかなか解消できるものではなく、何とか会費を再度値上げせずに済む方法を模索してまいりました。

全体的な会費の値上げは今回は見合わせ、決算申告期の指導に対するカンパを、皆様から少しでも負担いただければとの結論に至りました。

大変心苦しいのですが指導サポート 1件につき、1口1,000円以上の指導サポート料をお願いすることとさせていただきます。

このサポート料は、臨時でかかる指導員、電子申告などでかかる郵送費・人件費、また消費税の増税に係る経費負担分として利用させていただきます。

何卒、今後の運営のためにも、ご理解の上ご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

税務上の取扱い

指導サポート料として納入いただきますので「会費の納入」と同様の取扱いとなります。

確定申告期 スケジュール

平成30年分 所得税決算申告指導	予約制受付	平成31年 2月1日(金)～3月7日(木)	完全予約制 お電話でご予約下さい。土曜日のご予約は、2月16日、2月23日、3月2日の午前中のみとなります。 ※1月7日以降にご予約された方は、予約ハガキの発送は行いませんのでご自身でメモ等をお取りください。
	先着順受付	平成31年 3月8日(金)～3月15日(金)	受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 土曜日の指導は3月9日の午前中(11時まで)のみです。 ◆例年混雑しますので、予約制の期間をご利用下さい。
平成30年分 消費税申告指導	先着順受付	平成31年 3月22日(金)～4月1日(月)	受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 土曜日は営業していません。 ◆平成28年分の課税売上高が1,000万円以上の方等は、平成30年分の課税売上高が1,000万円未満でも確定申告が必要です。

「確定申告のご相談」お出かけ前チェックリスト

チェック欄	チェックする内容
	平成28年・29年分の決算書、申告書の控えはありますか？（2年分が必要です） （損失・株の申告・修正・更正があった場合はその控え）※但し株の申告については事前相談が必要です。
	各種帳簿、月別集計表の記入・合計は出来ていますか？
	自由業・給与所得者は支払調書・源泉徴収票はありますか？
	年金受給者は日本年金機構（旧社会保険庁）等より送られてくる源泉徴収票はありますか？
	申告会から送られてくる減価償却表はありますか？
	減価償却の対象となる資産の購入・変更のある方は明細書・領収書はありますか？
	借入金のある方は、計算明細表がありますか？（30年中に支払った借入利息がわかるもの）
	源泉徴収簿（専従者・従業員）の源泉税領収証書（納付書）がありますか？
	医療費の平成30年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？ 領収証は5年間保存してください。（保険等で補填される金額も集計してください）
	国民健康保険の平成30年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？
	国民年金の平成30年1月～12月に支払った領収証書または、控除証明書はありますか？ 領収証書の原本または、控除証明書の添付が義務付けられましたので必ずご持参ください。
	国民年金基金の控除証明書はありますか？（加入者のみ）
	介護保険の平成30年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？
	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除証明書はありますか？（加入者のみ）
	地震保険料、長期損害保険料の控除証明書はありますか？（加入者のみ）
	小規模企業共済の控除証明書はありますか？（加入者のみ）
	下書きはお済みですか？ 申告会で送付した決算書・申告書の下書き用をご利用ください。
	朱肉印鑑（認印で可）はありますか？（シャチハタ印不可）
	その他、株式等・土地・建物の売買のあった方は事前に内訳書の作成が出来ていますか？
	青色申告特別控除65万円を受けられる方は必ず帳簿をご持参ください。
	e-Taxによる電子申告をされる方は、住基カードまたは、マイナンバーカードはありますか？ ログイン番号パスワードはわかりますか？ 電子証明書は更新しましたか？
	譲渡所得の内訳書（申告期間中の譲渡所得の内訳書の作成は行いません）
	株式等の計算明細書（申告会での、株式等の計算明細書の作成は行いません）
	確定申告をする方及び控除対象配偶者や扶養親族の身分証明書とマイナンバー通知カード若しくはマイナンバーそのものの控え（マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード）
	税務署より発送されている平成30年分確定申告のお知らせハガキ（青色の6面刷り）

※12月初旬に送付しました「もうすぐ確定申告です！申告に必要な書類はお揃いですか？」と併せてご参照ください。